

広島高裁総第491号

令和2年7月17日

山中理司様

広島高等裁判所長官 大門

国



司法行政文書不開示通知書

4月10日付け（同月13日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

新型コロナウィルス感染症に関する緊急事態宣言発令中に継続する御府の業務内容が書いてある文書（弁護士会への連絡文書を含むが、これに限らない。）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(担当) 総務課文書第二係 電話082(221)2411(内線3250)